

仕様書(案)

1 件名

湯島総合センター建替え基本及び実施設計委託

2 履行場所

文京区本郷三丁目10番18号

3 委託期間

契約の締結日翌日から令和12年3月15日まで

4 敷地面積

1,776.99 m²

5 地域地区等

用途地区: 商業地域

防火地区: 防火地域

高度地区: 60m 高度地区

日影規制: 指定なし

建蔽率: 80% (緩和: 角地+10%、耐火建築物+10%)

容積率: 600%

6 用途(導入予定機能)

アカデミー湯島

福祉センター湯島

シルバー人材センター湯島(分室)

障害者ショートステイ

湯島高齢者在宅サービスセンター

こどもショートステイ・トワイライトステイ

湯島児童館・育成室

屋内遊び場・憩いの広場

湯島図書館

オープンスペース(イベント広場)

飲食施設(カフェスペース)

駐車場

防災用拠点倉庫

7 想定規模

延床面積: 約 11,000～12,000 m²程度

8 設備概要

電気設備: 受変電、非常用発電、太陽光発電、幹線、電力、電灯コンセント、放送、電話、映像音響、テレビ共聴、消防用設備等

機械設備:給排水衛生設備、消火設備、ガス設備、空気調和・換気設備、自動制御設備等
昇降機設備:エレベーター

9 必要諸室(想定)

別紙1「諸室一覧表」のとおり

※諸室一覧表は、既存若しくは類似施設をもとに想定したものであり、管理・運営計画策定に向けた検討等を踏まえて、基本設計の中で必要諸室の検討も行うものとする。

10 業務委託の範囲

本業務委託は、湯島総合センター建替えに当たり、建替え施設及び外構工事の基本設計及び実施設計、既存建物解体工事の実施設計を行う。

なお、本業務を進めるにあたっては、建物全体の維持管理や運営面での統括的なマネジメントを担う運営事業者(「計画策定支援事業者」という)を別途選定する予定であり、区及び計画策定支援事業者と連携しながら進めるものである。

各種申請等に関しては、計画通知に対する確認済証の取得等までを含めて本業務の範囲とし、ZEB 認証取得の申請や評価書の取得等も本契約に含むものとする。

11 想定スケジュール

現時点における事業全体のスケジュールは、基本設計 18 か月、実施設計(計画通知に対する確認済証の取得等を含む。)18 か月を想定しており、当該スケジュールを前提に、設計業務を進めること。

なお、解体工事は令和 11 年 4 月からの着手を予定している。

12 管理・運営計画策定協力業務の内容

設計の前提となる管理・運営計画を計画策定支援事業者が策定する。この策定にあたり、必要となる検討を進めるために担う業務内容は、次の業務とする。

(1)建物プラン等の作成

管理・運営計画策定に向けた検討を行うに当たって、参考とする建物プラン案を複数作成すること。また、管理・運営計画において整理した内容を建物プランに反映していくこと。

(2)管理・運営計画への提案

建物運営にあたって検討が必要となる、施設の運営時間や方法、利用者動線、必要諸室、設備などについて技術的観点からの提案を行う。

13 基本設計業務の内容

基本設計業務の内容は、次の業務とする。

(1)設計対象となる建築物の規模、形式、内容等の設計上の基本的条件を確認するために必要な次の基礎的条件に関する調査計画等の業務

ア 各種法令等の制約条件

イ 敷地の立地条件

ウ 建築物の配置計画上の条件

(2)設計対象となる建築物に要する工事予算を確立するために必要な次の業務

ア 基本設計による工事費の概算

イ 維持管理費に関する調査

ウ 工事の事例に関する調査

- (3) 日影、電波障害、地下水位の変化による周辺に及ぼす影響の概略を事前に把握する業務
- (4) 敷地測量業務(別紙2-1, 2-2による)
- (5) 地盤調査業務(敷地内4箇所)(別紙3による)
- (6) 石綿調査業務(既存施設における石綿含有建材使用の有無について、建築物石綿含有建材調査者による現場目視調査及び既存資料調査を実施し、分析調査は別途とする。)
- (7) ZEB 認証取得のための検討業務
- (8) (1)から(7)までの業務に係る各種条件の技術的検討を行い、建替えに必要な設計一式に関して、建築物等の機能と空間構成を具体化した次の図書を作成する業務
 - ア 次に掲げるものを内容とする基本設計図書
 - 実施設計の基本となる配置図、平面図、立面図、断面図、透視図、設備概要図等
 - イ 次に掲げるものを内容とする基本設計説明書
 - (ア) 基本設計方針
 - (イ) 建築の設計概要、構造設計概要、仕様概要及び仕上げ表
 - (ウ) 設備の設計概要、仕様概要
 - (エ) 設計経過説明書
 - (オ) 工事費概要見積書
 - (カ) 工事工程計画の概要(算定に当たっては、週休2日工事を前提とする。)
- (9) 埋蔵文化財調査に係る資料作成業務
- (10) その他基本設計に必要な業務

14 実施設計業務の内容

実施設計業務の内容は、次のとおりとし、業務に当たり、既存建物解体工事及び建替え施設に分けて書類作成等を行うこと。

なお、既存建物解体については、令和9年8月20日までに概算工事費を提出すること。

- (1) 工事の施工及び工事費算出に必要なかつ十分な実施設計図を作成する。作成する設計図は、別表「実施設計図区分表」に示す区分を標準とする。
 - ア 建築意匠設計図
 - イ 建築構造設計図
 - ウ 電気設備設計図
 - エ 機械設備設計図
 - オ 昇降機設備設計図
 - カ 既存建物等解体設計図
- (2) 各種計算書の作成
- (3) 特記仕様書の作成
- (4) 数量積算書の作成
- (5) 工事費概算書の作成
- (6) 建築基準法等関係法令に基づく申請図書の作成及び申請手続き(許可申請、その他許認可資料及び手続きを含む)
- (7) 計画内容に応じて必要となる協議、届出、手続等
- (8) 補助金申請等に必要な資料の作成
- (9) その他実施設計に必要な業務

15 設計対話業務の内容

地域に根ざした施設整備を進めるため、設計者の企画・運営により施設利用者等のアイデアを伺う取組を行う。実施回数は、基本設計期間中に3回程度を基本とし、具体的な内容や方法は提案によるものとする。

また、本取組における施設利用者等からの提案や意見の取りまとめを行うとともに、建築基準法上の制約条件、施工上の技術条件等を整理・分析した上で、設計への反映方針を検討すること。

なお、計画策定支援事業者とも連携して実施に当たるとともに、本取組において施設利用者等から提案された内容について、必要に応じて管理・運営計画へ反映するための協力を行うこと。

16 業務の処理

- (1)受託者は、事業執行担当者と十分協議の上、業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて設計資料を作成する。
- (2)受託者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、事業執行担当者と連絡を取り、十分に打合せをして業務の目的を達成すること。また、構造、積算、電気設備、機械設備等設計の一部を協力会社に再委託する場合は、業務間の調整を十分に行い、管理し、統括すること。
- (3)受託者は、業務の進捗予定、報告の時期及び内容等(設計方針決定、工事概要決定、監督員検査等の時期)について、あらかじめ事業執行担当者と協議し、設計工程表を作成した上で、事業執行担当者に提出して、承認を受けること。また、業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに事業執行担当者と協議を行いながら作業を進めること。
- (4)受託者は関係官公庁やエネルギー供給事業者等と必要な事前協議を行い、施工時に必要な諸手続が滞りなく進められるような配慮をした設計を行うこと。
- (5)受託者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「東京都建設リサイクル推進計画」、「東京都建設リサイクルガイドライン」等に基づき、環境やリサイクルに十分配慮すること。
- (6)区は、敷地図、土地関係資料その他業務に必要な資料を受託者に貸与する。
- (7)現地調査を行い、現地と既存設計図等の資料に相違があった場合は、現地に即した設計を行うこと。
- (8)受託者は、次に示す基準等(「東京都」は「文京区」に読み替える。)に基づき設計業務を実施するものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、あらかじめ事業執行担当者の承諾を得なければならない(各基準類は、最新版を使用すること)。

ア 建築

- ・公共建築物整備の基本指針(東京都財務局)
- ・構造設計指針・同解説(東京都財務局)
- ・東京都建築工事標準仕様書(東京都)
- ・東京都建設リサイクルガイドライン(東京都)

イ 電気設備

- ・公共建築物整備の基本指針(東京都財務局)
- ・東京都電気設備工事標準仕様書(東京都)
- ・東京都建設リサイクルガイドライン(東京都)

ウ 機械設備

- ・公共建築物整備の基本指針(東京都財務局)
- ・東京都機械設備工事標準仕様書(東京都)
- ・東京都建設リサイクルガイドライン(東京都)

- (9)図面の用紙、縮尺及び内訳書書式等は、事業執行担当者と協議の上決定する。
- (10)設計図書は、事業執行担当者の指示する工事発注区分別及び施工工区別にまとめること。
- (11)10に示す実施設計委託範囲外であっても、10の範囲の実施設計を行う上で必要となる範囲の設計は本委託内で行うこと。

17 業務内容の疑義

受託者は、業務の内容に疑義があるときは、速やかに事業執行担当者の指示を受けなければならない。

18 許認可手続等

受託者は、計画通知、許可申請、その他許認可等を受けるために必要な資料等の作成及び届出を行うこと。なお、許認可手続等に係る申請手数料は本契約に含むものとする。

19 手続書類の提出

- (1)受託者は、業務を着手するときは、次の手続書類を区に提出し、その承諾を得ること。書類様式は、区の指定とする。
 - ア 管理技術者等通知書(経歴書、技術者及び協力会社届を含む。) 1部
 - イ 設計工程表 1部
- (2)受託者は、業務を完了したときは、委託完了届を3部提出するものとする。

20 基本設計図書の提出

受託者は、業務が完了したときは、事業執行担当者に対して、遅延なく次の設計図書等を提出し、中間検査を受検すること。

なお、検査日については、事業執行担当者と協議の上、決定する。

受託者は電子データにて設計図書等成果品を作成し、電子データを CD 等にて提出すること。

(1)から(17)については、印刷製本したものも2部提出すること。

また、CAD データを除いて、提出する電子データはオリジナルデータ、PDF データを原則とするが、これによらない場合は監督員と協議の上、データ形式を決定することとする。

なお、CAD データについては、27 留意事項(11)によること。

- (1)基本設計説明書
 - ア 設計趣旨
 - イ 設計経過説明書
 - ウ 建築設計概要書
 - エ 建築構造設計概要書
 - オ 設備設計概要書
 - カ 建築基準法等関係法規チェック説明書
 - キ ZEB の実現可能性調査報告書
- (2)案内図及び附近見取図
- (3)配置図
- (4)仕上表(概要)
- (5)各階平面図
- (6)立面図
- (7)断面図

- (8)外構図
- (9)日影図(等時間図を含む。)
- (10)設備図
- (11)透視図(外観パース着色4面・内観パース着色 30 面)
- (12)工事費概算見積書(既存建物解体工事を含む。)
- (13)工期算定及び工事工程予定表(既存建物解体工事を含む。)
- (14)打合せ記録(関係諸官庁との打合せを含む。)
- (15)リサイクル計画
- (16)都立建築物ユニバーサルデザイン導入計画書(基本設計)
- (17)脱炭素化に向けた区有施設整備ガイドラインによる脱炭素化チェックリスト
- (18)現地調査報告書及び石綿調査報告書(調査写真を含む。)
- (19)PowerPoint データ(基本設計説明)
- (20)CAD データ(JWW7.11 以降)
- (21) 測量調査報告書及び地質調査報告書(各特記事項による)
- (22) 工法・工程等に関する各種検討結果報告書

21 実施設計図書の提出

受託者は、業務が完了したときは、事業執行担当者に対して、遅延なく次の設計図書等を提出しなければならない。受託者は電子データにて設計図書等成果品を作成し、電子データを CD 等にて提出すること。メーカー見積書等で作成者が紙面を原本として作成したものは原本を提出し、原本をスキャンした電子データを CD 等にて提出すること。

また、CAD データを除いて、提出する電子データはオリジナルデータ、PDF データを原則とするが、これによらない場合は監督員と協議の上、データ形式を決定することとする。なお、CAD データについては、27 留意事項(11)によること。

- (1)成果品一覧表
- (2)設計図
 - 計画通知書 1部(その他資料等共袋入り)(副本)
- (3)特記仕様書
- (4)CAD データ
- (5)数量積算書
- (6)工種別内訳書(算出資料を添付すること。)
- (7)見積比較表及び見積書
- (8)単価適用根拠(物価本等写)
- (9)構造計算書
- (10)設備設計計算書
- (11)テレビ電波障害予測調査報告書
- (12)リサイクル計画書

※東京都環境物品等調達方針(公共工事)に基づくチェックリスト作成を含む。

- (13)都立建築物ユニバーサルデザイン導入整備書【実施設計】
- (14)計画建築物の保守計画書
- (15)その他設計根拠資料(各官公庁との協議記録、区との打合せ議事録等を含む。)
- (16)想定工事工程表
- (17)その他関係諸庁の手続等(副本)

22 解体工事実施設計図書の提出

受託者は、令和 10 年 8 月 31 日までに業務を完了させ、事業執行担当者に対して、遅延なく次の設計図書等を提出し、検査員による中間検査を受検し、合格すること。

受託者は電子データにて設計図書等成果品を作成し、電子データを CD 等にて提出すること。メーカー見積書等で作成者が紙面を原本として作成したものは原本を提出し、原本をスキャンした電子データを CD 等にて提出すること。

また、CAD データを除いて、提出する電子データはオリジナルデータ、PDF データを原則とするが、これによらない場合は監督員と協議の上、データ形式を決定することとする。

なお、CAD データについては、27 留意事項(11)によること。

- (1)成果品一覧表
- (2)設計図
- (3)特記仕様書
- (4)CAD データ
- (5)数量積算書
- (6)工種別内訳書(算出資料を添付すること。)
- (7)見積比較表及び見積書
- (8)単価適用根拠(物価本等写)
- (9)その他設計根拠資料(各官公庁との協議記録、区との打合せ議事録等を含む。)
- (10)想定工事工程表
- (11)現地調査報告書(既存建物、調査写真を含む。)
- (12)石綿含有建材調査及び結果報告書(既存建物)

23 設計上の配慮事項

(1)工法等の検討

建替え計画及び工程等の作成に当たっては、できうる限りの工期短縮を目指すこととし、現地の敷地状況及び周辺の道路状況等の建築諸条件を十分に調査の上、実現可能かつ最適な工法及び工程となるよう努めること。

(2)安全対策

耐震及び耐火性能の高い建物とすること。

(3)落下及び転倒防止対策

ア 危険防止対策上必要に応じて、強化ガラス又は網入りガラス等を使用すること。

イ 設備機器は、原則として躯体に緊結すること。また、地震時の転落防止対策として、頭脚部を補助材等で固定する(家具についても同様)。なお、重要設備に関しては耐震設計を行うこと。

ウ 手摺、階段等については、足がかりのないようにする等落下及び転倒防止に配慮した、事業執行担当者の承諾を得た計画、仕様とすること。

(4)維持管理に対する配慮

ア 建物の内装及び機器等の日常清掃、定期清掃、部品交換、又は機器類の点検等、維持管理を考慮した設計とすること。

イ 使用する材料及び機器については、メンテナンスに経費を要さないものを採用すること。

ウ 使用形態の異なる施設を合築することとなるため、維持管理、点検等において、影響が最小限となるよう、ゾーニングや系統を考慮した設計とすること

(5)騒音・振動低減対策

解体及び撤去時の工法等は十分検討し、騒音、振動の影響が少ない設計とする。

(6)ユニバーサルデザインの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」、「東京都福祉のまちづくり条例」、「都立建築物ユニバーサルデザイン導入ガイドライン」に基づいた設計とするとともに、あらゆる人にとって使いやすい施設となるようユニバーサルデザインを推進すること。

(7)ZEB 化の推進

ZEB Oriented 相当以上の ZEB 認証の取得に向けた施設設計を行うこと。検討に当たっては、採用する省資源・省エネルギー対策が建築基準法等関係法令に適合しているか確認するとともに、各種製造会社等と協議を行い、工法及び効果等を比較表で示した報告書を事業執行担当者に提出すること。また、エネルギーの測定が可能な機器を設計に取り入れ、ZEB 化による省エネルギーを確認できる仕組みを検討する。方針については、事業執行担当者との協議の上、決定する。

(8)VOC等化学物質対策(シックハウス対策)

施設室内の空気汚染を防ぐため、VOC等化学物質を含有しない、又は放散しにくい材料の使用及び使用の少ない工法を採用する設計とする。

(9)文京区公共施設等総合管理計画

設計に当たっては、文京区公共施設等総合管理計画を参照すること。

(10)石綿含有建材について

建築物石綿含有建材調査者による書面調査及び目視調査(分析調査は別途)を実施すること。区の貸与する過去の工事図面や分析結果を基に現地目視調査を行い、部位・部材毎に整理し、事業執行担当者との調査計画について打ち合わせること。

その上で、建築物石綿含有建材調査者による調査(分析調査は別途)結果を反映した適切な撤去方法、工程及び工区分けの検討を行い、施設利用者の安全や施設運営に配慮した計画とすること。

なお、外部に面する石綿含有建材を含めてその撤去に当たっては、区が提示する撤去等の仕様書の内容を遵守した上で、現場の状況に即した適切な養生方法、仮設計画等の検討を専門業者を含めて行い、事業執行担当者に報告、協議の上で、設計内容を決定すること。使用する各種材料は、石綿の含有の有無を確認し、石綿を含有する建材は使用しない。

また、既存の撤去に際しては、「吹付け石綿除去に関する工事仕様書」、「石綿含有建材撤去工事仕様書」、その他関係法令に従い、適切に撤去し、処分する設計とする。

(11)省エネルギー化、二酸化炭素排出量削減の推進について

「脱炭素化に向けた区有施設整備ガイドライン」のチェックリストに記載の取組項目及び具体的な手法例に対する導入可否の確認を行うこと。その上で、省エネルギー設備の導入、建物の断熱性能向上、内装等の木質化、木材製品採用等により、省エネルギー化、二酸化炭素排出量削減に配慮した設計とすること。

(12)想定工事工程検討にあたって

週休2日工事を条件として工程表を作成すること。また、猛暑による作業不能日数について考慮した工程を検討すること。

(13)現地調査について

設計に当たり十分に現地調査を行い、貸与する図面と相違がある場合は、現地に応じた設計を行うこと。調査結果は報告書として取りまとめ、事業執行担当者に提出し、実施設計に反映させること。

24 支払方法

(1)前払金

前払金は、受託者の請求書に基づき支払うものとする。

(2)完了払い

完了検査合格の後、受託者の請求書に基づき前払い金を除き、一括で支払うものとする。

25 秘密保持

受託者は、本設計委託で知り得た事項及び関連資料並びに作成した設計図書等を、当該実施設計に係る者以外に漏らしてはならない。また、区は、設計図書等その業務に必要な資料を受託者に貸与するものであるが、受託者は、その資料の管理について十分注意し、この業務以外の目的に使用し、又は漏らしてはならない。特に、積算に関する資料については、厳重な管理をしなければならない。

なお、この義務については、本契約終了後も継続する。

26 成果品の所有

成果品である設計図書のすべては、文京区の所有とし、区はその事業に自由に使用するものとする。

27 留意事項

- (1)建築基準法等関係法令に係る事項に関しては、基本設計の段階から申請先と十分な打合せを行い、設計を進めること。
- (2)建物の配置及び各階平面については、設置基準、関係法規、指導要綱、設備計画、工事施工方法等を配慮の上、可能性を追求すること。構造計画は地盤調査報告書をもとに基本設計を行うものとする。
- (3)既存建物の解体設計図書の作成に当たっては詳細な現地調査を行い、区が貸与する既存建物の図面と相違がある箇所及び図面が無い箇所については、現地調査に基づき図面化を行うこと。基礎等の地中埋設部について現地調査等を行っても設計図書の作成が困難な場合においては、監督員と協議の上、解体工事の発注方法について検討を行い、その結果を踏まえた成果品を作成すること。
- (4)消防法関連法規に関しては、法令を所管する部署と打合せを行うこと。
- (5)工法、使用材料等に十分注意し、区が提示する予定工事費内でまとめること。
- (6)単価については、積算の根拠を明確にすること。見積りは、原則としてメーカー、専門業者等3社以上から徴取し平均金額として積算すること。また、物価本等を根拠にする際は、物価本の採用年月を明らかにすること。
- (7)区が行う説明会においては、資料の作成及び説明等に同席し、説明を行うこと。
- (8)補助金を受けるために必要な資料等の作成に協力すること。
- (9)受託者は、区が予定している工事の発注作業に協力すること。
- (10)設計担当者は建築・電気設備・機械設備それぞれ十分な能力と経験を有するものとする。
- (11)設計図書作成は、JWCADで行うこと。他のCADソフトで作成した図面データをJWWに変換することは原則として不可とする。ただし、JWW変換後に誤変換等の不備のない状態で、遅滞なくJWWデータの成果品を提出できる場合は、この限りではない。この場合は、設計図作成CADソ

フトのオリジナルデータ、DXF データ、JWW データを納品すること。また、PDF データについても納品すること。

(12) 積算資料の作成は、RIBC2 (一般財団法人建築コスト管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」をいう。)を使用すること。その他の数量積算書、内訳書、設備計算書等のデータについては再入力可能な形式とすること。

(13) 本契約終了後の工事期間中において、本契約を補完する範囲内で、必要な技術協力を行うこと。

28 その他

(1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区契約事務担当と協議の上決定する。

(2) (1) に関することを除く、契約履行上の打合せ事項に関しては、事業執行担当者で行うこと。

(3) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(4) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。

(5) 本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)を遵守すること。

(6) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則(平成 15 年6月文京区規則第 50 号)を遵守すること。

(7) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例(平成 20 年9月文京区条例第 45 号)を遵守すること。

(8) アスベストを含有していない製品を納品すること。

(9) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(平成 28 年3月文京区訓令第 13 号)の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。

(10) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例(平成 25 年9月文京区条例第 39 号)第7条及び「性自認および性的指向に関する対応指針(令和3年3月 31 日付 2020 文総総第 1777 号)」を踏まえ、性別(性自認及び性的指向を含む。)に起因する差別的な取扱いを行わないこと。

(11) 本契約の履行に当たっては、事前に「重要情報の取扱いを含む契約の履行に際し認識すべき主なポイント」を確認の上、業務内容に重要情報の取扱いが含まれる場合は、記入の上、区契約事務担当に提出すること。

29 連絡先

契約事務担当: 文京区総務部契約管財課契約係

電話 03-5803-1150

事業執行担当: 文京区施設管理部整備技術課

電話 03-5803-1275

別表 実施設計図区分表		4 自家発電設備図	1:20 (30)
ア 建築意匠設計図		(結線図・機器配置図・側面図)	
1 案内図		5 蓄電設備図	1:20 (30)
2 配置図	1:500 (600)	(結線図・機器配置図・側面図)	
3 面積表・求積図		6 幹線図・系統図	1:100 (200)
4 仕上表		7 電灯設備配線図	1:100 (200)
5 各階平面図	1:100 (200)	8 照明器具姿図	
6 立面図(各面)	1:100 (200)	9 分電盤回路図・姿図(結線図を含む)	
7 断面図	1:100 (200)	10 動力設備配線図	1:100 (200)
8 矩計図	1:20 (30)	11 分電盤・制御盤・操作盤回路図・姿図	
9 各部詳細図	1:20 (30)	12 弱電設備配線図	1:100 (200)
10 展開図	1:50 (100)	(音響・電気時計・ラジオ・テレビ・その他)	
11 天井伏図	1:100 (200)	13 弱電設備系統図	
12 建具キープラン	1:100 (200)	(仕様・ただし、姿図は特別の場合のみ記入)	
13 建具表	1:50 (100)	14 火災報知器設備図	1:100 (200)
14 部分詳細図	1:5 (10)	配線図・系統図	
15 外構平面図	1:100 (200)	15 電話設備配管図・系統図	
16 外構詳細図	1:20 (30)	16 避雷針設備図	1:100 (200)
17 仮設計画図	1:100 (200)	17 諸器具表(照明器具・その他主要機器)	
(仮囲・山留・構台等)		18 太陽光発電設備図	
18 日影図	1:300 (500)	エ 機械設備設計図	
19 サイン計画及び家具類のレイアウト参考図	1:5 1:200	1 案内図	
イ 建築構造設計図		2 配置図	1:500 (600)
1 梁・基礎・梁・床板伏図	1:100 (200)	3 各階平面図	1:100 (200)
2 軸組図	1:200	4 便所・ポンプ室・機械室・	1:20 (30, 50)
3 柱芯図		厨房平面詳細図・断面詳細図	
4 配筋リスト	1:20 (30)	5 系統図	1:20 (30)
5 配筋詳細図	1:20 (30)	6 機械図(高架水槽・副受水層等)	
6 軸組配筋図(2面以上)	1:20 (30)	7 器具取付詳細図	1:10 (20)
7 標準配筋図		8 器具表	
8 スリーブ位置図		9 ダクト配管各階平面図	1:100 (200)
9 各部詳細図		10 ダクト配管系統図	1:100 (200)
ウ 電気設備設計図		11 空調機械室	1:20 (30)
1 案内図		平面詳細図・断面詳細図	
2 配置図	1:500 (600)	12 各階空調詳細図	1:10 (20)
3 受変電設備図	1:20 (30)	13 空調機器類姿図	
(結線図・機器配置図・側面図)		14 自動制御盤・平面・系統各部結線図	

別記 計画通知等申請図書の作成及び申請手続業務

■ 受託者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴う建築基準法等関係法令に適合させた図書の作成を行い、申請手続を行わなければならない。

ア 計画通知等の申請図書の作成

(ア) 受託者は、その責任において建築基準法等関係法令に適合する図書を完成させなければならない。

(イ) 計画通知やそれに伴う許認可、構造計算適合性判定及び省エネ適合性判定(以下「計画通知等」という。)の申請後、「適合しない旨の通知」、「決定できない通知」等が交付された場合などの設計内容のかしは、受託者の責任において、修補しなければならない。

なお、これらに係る再申請の手数料は、受託者の負担とする。

イ 計画通知等の申請手続き業務

(ア) 受託者は、計画通知等の申請手続(提出、説明、照合業務)を行わなければならない。

なお、申請は計画通知を所管する行政庁又は民間指定確認検査機関のどちらを選択しても良いものとする。

(イ) 構造計算適合性判定を伴う場合について、指定構造計算適合性判定機関は受託者にて、機関を選定するものとする。

(ウ) 省エネ適合性判定を伴う場合は、計画通知を所管する行政庁又は登録省エネ判定機関のどちらを選択しても良いものとする。

(エ) 構造計算適合性判定の申請は、原則として、計画通知の審査期間における意匠審査、設備審査、構造審査を受けた後、指摘事項に対しての修正後に行うものとする。

(オ) 構造計算適合性判定及び省エネ適合性判定の申請手数料は、受託者の負担とする。計画通知を民間に申請する場合についても同様とする。